

# 措置通知書

教育委員会 宇久地区公民館

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 公民館使用にかかる実費徴収金（電気代等）において、佐世保市公民館の設置及び管理に関する条例第13条第1項で「使用者が、公民館の暖房、…コンセント…等を使用する場合は、実費を徴収する。」と規定されているにもかかわらず、公民館使用を許可した団体以外の者から実費徴収金を徴収しているものがあった。</p> <p>② 公民館使用にかかる実費徴収金（電気代等）において、佐世保市財務規則第268条の2第1項で「令第171条の規定による督促は、納期限後20日以内に文書を発して行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していなかった。</p> <p>2. 財産管理事務</p> <p>① 普通財産賃貸借契約において、佐世保市財務規則第210条で「貸付期間満了後引続き貸付期間の更新を受けようとする者に対しては、普通財産借受更新申請書により契約期間満了前30日までに、市長に申請させなければならない。」と規定されているにもかかわらず、期限までに提出させていないものがあった。</p>	<p>二つの団体の共催事業としての公民館使用において、使用申請書の提出事務と実費徴収金の支払事務が二つの団体で分担されていましたが、その証明書類（委任状等）を提出させていなかったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和元年7月19日付けで証明書類を提出させました。</p> <p>令和元年6月3日に館長と職員で協議を行い、原則使用申請者と実費徴収金の債務者は同一者であるということ、共催事業等で何らかの事情により異なる場合には、書面として証明書類（委任状等）を提出させる必要があることを周知徹底しました。</p> <p>佐世保市財務規則第268条の2第1項の認識不足により、公民館の実費徴収金が納期限後20日以後も未納となっていたにもかかわらず、督促状が未発送となっていたものです。</p> <p>令和元年6月3日に館長と職員で同規則を再認識し、納期限後20日以内に督促状を発送することを周知徹底しました。</p> <p>佐世保市財務規則第210条の認識不足により、普通財産賃貸借契約の貸付期間の更新手続きにおいて、契約期間満了前30日までに継続使用許可申請書を提出させていなかったものです。</p> <p>令和元年6月3日に館長と職員で同規則を再認識し、今後、普通財産賃貸借契約の貸付期間を更新する場合は、契約期間満了前30日までに継続使用許可申請書を提出させることを周知徹底しました。</p>

# 措置通知書

教育委員会 宇久小学校

報告を受けた事項	措置状況
<p>2. 財産管理事務について</p> <p>② 学校施設使用において、佐世保市立学校使用規則第2条で「施設を使用しようとする者は、佐世保市立学校施設使用許可申請書により当該学校長に…申請しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、同書を提出させていないものがあった。</p>	<p>宇久小学校体育館の使用許可を受けた者に対する鍵の貸出しは、宇久地区公民館にて行っています。</p> <p>鍵は、公民館の受付窓口に掛けて置いてあり、開館中は常時持ち出せる状態にあったことから、平成30年7月14日に体育館を初めて使用した者が、当該窓口に備えている鍵受渡簿に記入すれば体育館を使用できると錯誤し、学校へ施設使用許可申請書を提出せずに使用してしまったものです。</p> <p>8月上旬に学校が7月分の鍵受渡簿を確認した際に、申請書の提出がない事実が発覚したため、直ちに当該施設使用者に対し、体育館を使用する際には、事前に学校へ申請書の提出をしなければならないことを口頭説明し、8月からの使用時には事前に申請書の提出がなされています。</p> <p>今後は、鍵の管理を公民館事務所内で行うとともに、再発防止のため、学校においては、毎月初めに当該月の施設使用者情報を公民館に通知し、公民館職員は、その通知と許可書を基に使用者の確認を行い、鍵受渡簿に記載させ、直接、鍵の受け渡しを行うよう改めました。</p> <p>また、使用上の注意として、鍵の貸出方法を公民館に掲示することなどにより、使用者に対して事前の申請書提出が必要である旨、周知徹底を図りました。</p>